

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年12月24日（火） 号外第 6 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（27）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 病院局管 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（3）（総務課）・・・・・・・・・・ 5
理規程

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設の設置許可に関する審査を行う組織を設置する。

2 規則の概要

- (1) 総務部及び県土整備部に淀江産業廃棄物処理施設計画審査室を新設し、産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事務等を所掌させる。
- (2) 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会の庶務担当機関は、淀江産業廃棄物処理施設計画審査室とする。
- (3) 施行期日は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部局</th> <th style="width: 25%;">部内局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県土整備部</td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">空港港湾課</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務部・ 県土整備部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">淀江産業廃棄物処理施設 設計画審査室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課・衛生環境研究所 略 循環型社会推進課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること <u>（淀江産業廃棄物処理施設設計画審査室の所掌に属するものを除く。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（淀江産業廃棄物処理施設設計画審査室の所掌事務）</u></p> <p>第14条の2 <u>淀江産業廃棄物処理施設設計画審査室の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和</u></p>	部局	部内局	課	課内室等	略				県土整備部		略		空港港湾課		総務部・ 県土整備部		淀江産業廃棄物処理施設 設計画審査室		<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部局</th> <th style="width: 25%;">部内局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 25%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県土整備部</td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">空港港湾課</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課・衛生環境研究所 略 循環型社会推進課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 略</p>	部局	部内局	課	課内室等	略				県土整備部		略		空港港湾課					
部局	部内局	課	課内室等																																		
略																																					
県土整備部		略																																			
		空港港湾課																																			
総務部・ 県土整備部		淀江産業廃棄物処理施設 設計画審査室																																			
部局	部内局	課	課内室等																																		
略																																					
県土整備部		略																																			
		空港港湾課																																			

45年法律第137号)の施行に関すること(公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設の設置許可に関するものに限る。)

(2) 前号の産業廃棄物処理施設の計画地における地下水、地層及び地質の調査に関すること。

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県地方港湾審議会	空港港湾課
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	淀江産業廃棄物処理施設計画審査室
略	

2 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県地方港湾審議会	空港港湾課
略	

2 略

附 則

この規則は、鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例(令和元年鳥取県条例第26号)の施行の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年12月24日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第 3 号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">中央病院</td> <td style="width: 80%;">心臓病センター</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がんセンター</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">心臓病センター</td> <td style="width: 75%;"> 1 心臓病患者の医療に関する こと。 2 心臓病センターの管理 に関すること。 3 その他心臓病患者の医 療に必要な事項に関する こと。 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がんセンター</td> <td style="border: 2px solid black;"> 1 がん患者の医療に関す ること。 2 がんセンターの管理に 関すること。 3 その他がん患者の医療 に必要な事項に関するこ と。 </td> </tr> </table> <p>(職制)</p> <p>第 8 条 略</p>	鳥取県立	略	中央病院	心臓病センター	がんセンター	略		略		心臓病センター	1 心臓病患者の医療に関する こと。 2 心臓病センターの管理 に関すること。 3 その他心臓病患者の医 療に必要な事項に関する こと。	がんセンター	1 がん患者の医療に関す ること。 2 がんセンターの管理に 関すること。 3 その他がん患者の医療 に必要な事項に関するこ と。	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第 5 条 次の表の第 1 欄に掲げる病院ごとに、同表の第 2 欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第 3 欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4 欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">中央病院</td> <td style="width: 80%;">心臓病センター</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第 6 条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">心臓病センター</td> <td style="width: 75%;"> 1 心臓病患者の医療に関 すること。 2 心臓病センターの管理 に関すること。 3 その他心臓病患者の医 療に必要な事項に関する こと。 </td> </tr> </table> <p>(職制)</p> <p>第 8 条 略</p>	鳥取県立	略	中央病院	心臓病センター		略		略		心臓病センター	1 心臓病患者の医療に関 すること。 2 心臓病センターの管理 に関すること。 3 その他心臓病患者の医 療に必要な事項に関する こと。
鳥取県立	略																								
中央病院	心臓病センター																								
	がんセンター																								
略																									
略																									
心臓病センター	1 心臓病患者の医療に関する こと。 2 心臓病センターの管理 に関すること。 3 その他心臓病患者の医 療に必要な事項に関する こと。																								
がんセンター	1 がん患者の医療に関す ること。 2 がんセンターの管理に 関すること。 3 その他がん患者の医療 に必要な事項に関するこ と。																								
鳥取県立	略																								
中央病院	心臓病センター																								
略																									
略																									
心臓病センター	1 心臓病患者の医療に関 すること。 2 心臓病センターの管理 に関すること。 3 その他心臓病患者の医 療に必要な事項に関する こと。																								

<p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、<u>心臓病センター及びがんセンター</u>に副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター<u>及び心臓病センター</u>に副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>
--	---

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。